

令和7年度 鹿児島県医療的ケア児等支援者養成研修 開 催 要 領

1 目的

本研修は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とします。

2 実施主体

鹿児島県（鹿児島県医療的ケア児等センターへ委託して実施）

3 実施方法

オンライン開催（オンデマンド受講）により実施します。

カリキュラムの一部は医療的ケア児等コーディネーター養成研修と同時開催で実施します。

4 研修期日（配信期間）

令和7年12月8日（月）～12月19日（金）

※ 上記の配信期間内に全ての科目（合計12時間程度）を受講の上、12月22日（月）までに県へレポートを提出してください。

5 研修会場

オンライン（配信URLは別途案内します。）

6 受講対象者

県内の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関（障害児通所事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等）において、医療的ケア児等の支援に携わっている、又は携わる予定の方

7 募集定員

150名（応募状況に応じて柔軟に対応します。）

8 研修内容

別紙研修カリキュラムのとおり（別紙）

※ 本研修は、医療的ケア児等の支援のために、必要な医療的ケアに関する基礎知識、利用できる支援、関係機関との連携等について学んでいただくものであり、たん吸引等の実技を行うための研修ではありませんので御留意ください。

9 受講料
無料

10 申し込み方法・申し込み期限

下記の電子申請システムからお申し込みください。

※原則として、所属する事業所を通じて申し込みを行うようにしてください。

※提出された書類は受講の可否に関わらず、返却いたしませんので御了承ください。

●申し込み先

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/UHFoKJL2>

●申し込み期限

令和7年11月21日(金)【必着】

11 受講決定通知

受講対象者の要件を満たしていれば、原則として全員が受講可能です。11月28日(金)までにE-mailで受講案内を送付します。

12 テキストについて

受講者は各自、次のテキストを参考資料として準備してください。

- ・医療的ケア児等支援者養成研修テキスト 【中央法規出版 3,300円】

13 修了証書の交付

支援者養成研修の全過程を修了した方には、修了証書を交付いたします。

※ レポートが期限内未提出の場合は、修了証書は交付しません。

14 個人情報について

申し込みの際に取得した個人情報は、参加に係る通知やお知らせ等によりのみ利用し、修了者登録後は鹿児島県が管理いたします。

なお、修了証の交付を受けた方の情報（氏名及び所属事業所）については、地域の医療的ケア児等の支援体制の充実に資するよう、県医療的ケア児等支援センター及び市町村へ提供させていただきます。

15 お問い合わせ先

【県担当部局】（研修の申込，修了証書の交付等について）

鹿児島県保健福祉部 障害福祉課 療育支援係（担当：市山）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

（電話）099-286-2744

（E-mail）s-ryouiku@pref.kagoshima.lg.jp

【事務局】（研修プログラムの内容，オンデマンド受講について）

鹿児島県医療的ケア児等支援センター（担当：高塚）

〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘 6丁目12

（電話）099-814-7418

（E-mail）kagoshima.ikeaji.sc@bird.ocn.ne.jp

※ お電話の際は，「医療的ケア児の研修について」とお伝えください。

※ メールでのお問い合わせは，必ず所属と氏名を明記してください。

別表 医療的ケア児等支援者養成研修カリキュラム概要

科目名	時間数	内容
1 総論	1 時間	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児等支援の特徴 ③支援に必要な概念 ④医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律
2 医療、保健	3 時間	①障害のあるこどもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援（感染対策、摂食嚥下、口腔ケア） ⑤救急時の対応、災害対策支援 ⑥母子保健 ⑦訪問看護の役割と仕組み
3 福祉、保育、教育、労働	3 時間	①本人・家族の思いの理解 ②支援の基本的枠組み ③福祉 ④遊び・保育 ⑤教育 ⑥労働 ⑦家族支援（きょうだい児支援・就労支援） ⑧虐待防止対策
4 連携	2 時間	①小児在宅医療における多職種連携 ②連携・協働の必要性
5 ライフステージにおける支援	3 時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤移行期における支援 ⑥成人期における支援 ⑦医療的ケアの必要性が高いこどもへの支援

※上記カリキュラムと実際に配信する科目の名称や順番、時間数は一部異なる場合があります（合計の時間数は概ね変わりません）。